HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イギリス植民地銀行の変遷過程:19世紀中葉を中心として
Author(s)	石田, 高生
Citation	經濟學研究, 34(3), 65-93
Issue Date	1984-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31659
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(3)_P65-93.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 34-3
北海道大学 1984. 12

イギリス植民地銀行の変遷過程

——19世紀中葉を中心として——

石田高生

はじめに

1866年恐慌は，インド・極東への対外銀流出が抑制されたという点において，それまでの恐慌と比べて，きわだった特徴を持っている[1]。これは，50年代までのイギリスとインド・極東との関係の変化を反映したものであることが，推測される。本稿は，60年代におけるイギリスとインド・極東との構造が，60年代景気循環の性格[2]にどう反映したかを考察するための予備的作業として，イギリスの植民地銀行の活動と変遷過程を明らかにすることにした。

従来，日本におけるイギリス植民地銀行の変遷に関する研究[3]は，日本の外国為替制度の発展に関連させるという視角から，もっぱらインド・極東の植民地銀行を研究対象としてきた。そこでの問題視角は，この研究対象から必然的に，イギリスが金本位制で，植民地が銀本位制であるという，貨幣制度上の相違に置かれてきた[4]。

この問題視角は，1875年から始まる銀価値低下の中での，インド・極東の植民地銀行の後退要因を分析する場合に，きわめて説得力ある説明を提供してきた。では，インド・極東の植民地銀行は，銀価値の低下といった状況にたいして，自己の業務・組織上の変更によって，なぜ，それを乗り切っていけなかったのだろうか。そこに，イギリス植民地銀行の変遷過程を考察するにあたって，同銀行群の業務についての検討が必要となってくる。

植民地銀行の業務上の検討は，これまで，2つの視角からなされてきた。

第一は，長期性預金の投資機構として，資本信用に重点をおき，イギリス金融資本の形成に関連させる視角である[5]。

第二は，植民地との為替業務を中心に，ロンドンへのスターリング為替手形，および金準備の集中による，ロンドン中心の多角決済機構の形成の一環とみなす視角である[6]。

1) 西村閑也「英国の金本位制と景気変動，1821年-1913年」（法政大学『経営志林』第7巻第2号，1970年）5頁。

2) 1860年代の景気循環の特徴については，拙稿「イングランド銀行の再割引停止（1858年）と金融市場の再編」（北海道大学『経済学研究』第33巻第4号，1984年）62頁。

3) 関山直太郎『日本貨幣金融史研究』新経済社 1933年，57-74頁。石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編——1870・80年代日本・中国を中心に——」（東大『経済学論集』第45巻第1号，1979年）特に，石井氏は横浜正金銀行発展の要因分析の視角から，銀価値低下を帝国主義段階移行期に必然化したものと捉え，植民地銀行の銀価値低下にたいする対応力が，欠除したことを指摘しておられる。（同上，44-45頁。）

4) 本山美彦氏は，イギリスとインドとの通貨圏の違い，つまり金貨圏の資本が銀貨圏に吸着しようとするとき，安定的通貨を調達する機構を，いかに整備するかが問われるとしている。（本山美彦「The Oriental Bank Corporation, 1851-1884年（上）」京大『経済論叢』第121巻第4・5号，1978年，17-21頁。）

5) 生川栄治氏は，植民地銀行を業務的には長期預金の受け入れ，キャッシュ・クレディットを基軸にした資本信用の媒介機関として捉えておられる。その上で植民地銀行はシティと連結してイギリス金融資本の一翼を担ったが，1918年以降の5大銀行形成の中で再編成されるとしている。（生川栄治『イギリス金融資本の成立』有斐閣，1956年，331-336頁。）

6) 徳永正二郎氏は，植民地銀行がイギリスの植民地貿易にともなう対外決済をロンドン宛スターリング手形の振り出しと現地振り出しの逆為替の買い

しかし，この2つの業務上の検討は，植民地銀行の変遷について，ほとんど言及してこなかったし，またもっぱらインド・極東の植民地銀行を研究対象としてきた。

本稿は，インド・極東の植民地銀行の業務上の特質を明らかにするために，イギリス全体の植民地銀行の業務動向に目を向け，特にオーストラリアの植民地銀行と比較するという方法を取ることにした。というのは，ロイヤル・チャーターを獲得したオーストラリアの植民地銀行は，インド・極東の植民地銀行に次ぐ位置を占め，またインド・極東の植民地銀行が，後退をせまられたのにたいして，オーストラリアの植民地銀行は，集中合併を通して，現在でもオーストラリアの有力銀行として存在しているからである。ここで，イギリス植民地銀行の変遷過程の全体像を簡単にみてみると，表1のようになる。

表1は，ロイヤル・チャーターを獲得した銀行群のうち，資本組織や貸借対照表を『バンキング・オルマナック』および『バンカーズ・マガジン』によって，確認できる銀行を一覧表にしたものである。これらの銀行群は，すべて，本店をロンドンに置き，支店を各植民地においている。

銀行の設立は，1830年代と50年代に多くなっており，ロイヤル・チャーターの獲得（法人格付与）は，50年代に集中している。またアグラ銀行[7] (Agra and Masterman's Bank 以下，アグラ銀行と略す)，オリエンタル銀行 (Oriental Banking Corporation 以下，オリエンタル銀行と略す)，コマーシャル銀行 (Commercial Bank Corporation of India and the East 以下，コマーシャル銀行と略す) のようにインド国内の銀行として設立されたものが，50年代，60年代にかけてのイギリス植民地貿易の拡大によって，本国との為替業務を営むために，ロイヤル・チャーターを得て，有限責任制へ組織変更された[8]。それゆえに，1850年代から60年代前半までは，イギリス植民地銀行の発展期であった。

60年代後半からの植民地銀行群の変遷過程を確認しておくと，解散年は，1866年恐慌と大不況中期以降に集中している。また，表1から確認できる変遷過程について注目されるのは，先に述べたインド・極東の銀行群とオーストラリアの銀行群とを除けば，西インドのコロニアル銀行が，1925年にバークレイズ (Dominion, Colonial and Overseas) によって合併されたように，イギリスの大株式銀行が，第一次大戦後に，本格的に業務の国際化をはかった時期に，本国の大銀行によって，合併され，海外支店となったものがある。また，カナダの Bank of British North America や南アフリカの London and South African Bank のように，植民地の土着の銀行に吸収されたものがある。

イギリス植民地銀行の変遷は，様々であるが，少なくとも，インド・極東の植民地銀行のように，19世紀末までに大幅な後退を強いられたことは，イギリス植民地銀行の変遷におけるきわだった現象となっている。

取りを行なうことによって，ロンドンに多角的集中決済メカニズムが形成されることを述べておられる。(徳永正二郎『為替と信用』新評論，1976年，300-314頁)。

7) アグラ銀行は，1833年にインドのイギリス軍人・行政官を中心に，彼等の媒介的金融機関として設立された (*Banking Almanac* 1860, advertisement, p. 183)。そして，本店は，1857年までアグラに置かれていたが，その年にロンドンに移され，翌年，ロイヤル・チャーターを獲得して，有限責任制へ改組された。また，1864年にロンドンの個人銀行であるマスターマン銀行 (Messrs. Masterman and Co.) と合併 (*Bankers' Magazine*., 4, 1865, p. 504 以下，B. M. と略す) して，ロンドン手形交換所に加盟することになった。

8) 本国に本店を置き，各植民地に支店を置いて為替業務を営むために多くの資金を必要とするが，この多くの資金を集めるために，株式の有限責任制が有利であった。この有限責任制は，ロイヤル・チャーターによって与えられた。だが，1862年の会社法の成立によって，全ての株式会社に有限責任制が認められるにおよんで，ロイヤル・チャーターの獲得は意味を持たなくなった。(A. S. J. Baster, *The Imperial Banks*, London, 1929, pp. 123-143.)

表1　イギリスの王立特許（ロイヤル・チャーター）を獲得した植民地銀行の一覧表

植民地	銀行名	設立	法人格付与	解散	備考
オーストラリア	Bank of Australasia	1834	1835. 5. 21	–	現在Australia and New Zealand Bank
	Bank of South Australia	1841	1847. 9. 3	–	1392年に Union Bank of Australia に合併
	English, Scottish and Australian Bank	1852	1852. 12. 31	–	1951年現在オーストラリアの預金額第4位の銀行
	London Chartered Bank of Australia	1852	1852. 12. 2	1893	1893年に支払停止，再建され1921年 E. S. A 銀行に合併
インド・極東	Agra and Masterman's Bank	1833	1858.	1866. 6. 6	1893年 Agra Bank Ltd. として再建，1900支払停止・解散
	Asiatic Banking Corporation	1864	1864. 2. 19	1866	解散後再建されていない
	Bank of Ceylon	—	1840. 9. 24	1848	1848年に業務をオリエンタル銀行へ移し，1857年に合併された
	Chartered Bank of Asia	—	1853. 12. 29	1856	1856年マーカンタイル銀行に合併
	Chartered Bank of India, Australia and China	1853	1853. 12. 29	–	現在本店は香港にある
	Chartered Mercantile Bank of India, London and China	1854	1857. 9. 15	1893	1893年 The Mercantile Bank of India Ltd. に再建
	London and Eastern Banking Corporation	1854	1855. 1. 20	1857	1857年12月に全業務がオリエンタル銀行に吸収
	Oriental Banking Corporation	1851	1851. 8. 30	1884	1884年支払停止，7月再建，1892年6月支払停止
	Commercial Bank Corporation of India and the East	1864	1864. 2. 19	1866	1864年 Commercial Bank of India の組織変更会社
アフリカ	Bank of Egypt	1856	1856. 1. 25	–	… …
	London and South African Bank	1860	1860. 11. 17	–	1873年 Standard Band of Britith South Africa に吸収
西インド	Bank of British Columbia	1862	1862. 5. 31	–	… …
	Colonial Bank	1836	1836. 6. 1	–	1925年 Barclays (Dominion, Colonial and Overseas) に合併
カナダ	Bank of British North America	1836	1840. 4. 23		1918年 Bank of Montreal に合併
地中海	Ionian Bank	1839	1844. 1. 18	–	… …
	Ottoman Bank	—	1826. 5. 24	–	1864年 Imperial Ottoman Bank に組織変更

（注）ロイヤル・チャーターを獲得しているが，その存在が *Banking Almanac, Bankers' Magazine* によって確認できない3行を除外している。除外した3行は，以下の通りである。Mauritius Bank (1831, 6, 20), Mauritius Commercial Bank (1837. 8. 26) West India Bank (1840. 11. 27) またバスターは，コロニアル・チャーターを獲得した2行を含めていたのでそれも除外した。除外した2行は，Bank of Montreal (1837. 5. 31), Quebec Bank (1837. 5. 31) である。

（出典）A. S. J. Baster, op. cit., appendix II, pp. 266～268 を基礎に *Banking Almanac, Bankers' Mgazine* によって修正して，作成した。

この後退要因については，先に述べたように，銀価値の低下，大不況による貿易の停滞が，あげられてきたし，また各植民地における銀行群の変遷過程の相違については，各植民地経済の発展の特性とか，本国との貿易構造の相違とかが考えられるが，本稿は，インド・極東の植民地銀行とオーストラリアの植民地銀行との業務・経営上の比較を行ない，前者の業務上の特質を明らかにしたうえで，この特質が，いかに後退要因として結びついていったのかを明らかにすることを課題としている。また，これによって，イギリス植民地銀行の変遷過程を分析する場合の，一視角を提起しようとするものである。まず為替業務の検討から始める。

I. 為 替 業 務

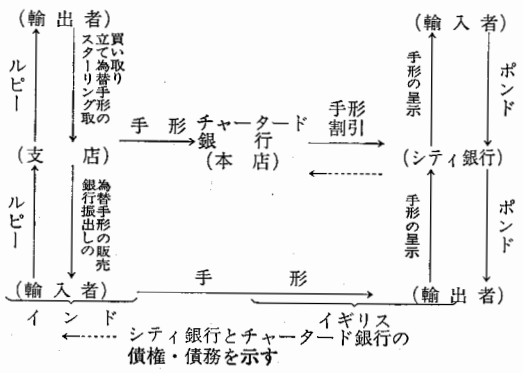
(1) インド・極東の植民地銀行

植民地銀行は，為替業務を基本業務としているので，為替業務の考察から始めよう。チャータード銀行 (Chartered Bank of India, Australia, and China チャータード銀行と略記する) は，本・支店の業務を簡単に『バンキング・オルマナック』において紹介しているので，為替業務に関するものだけ示しておこう。まず本店においては，①各支店宛の為替手形の振り出し，②信用状の発行，各支店は，③ロンドンのシティ銀行宛の為替手形の振り出し，④銀行自身の手形で諸収入をヨーロッパに送金すること[9]，以上である。

では，為替業務は，銀行の貸借対照表にどのように反映するのかを，みておこう。チャータード銀行の支店が，シティ銀行宛に振り出す為替の取引とその決済機構の略図を使って説明することにする。図1は，そのメカニズムを示したものである。

支店は，シティ銀行宛のスターリング為替手形を振り出し，輸入者に販売する。この振り出した手形は，銀行の貸借対照表の負債勘定の，「支払手形」項目に記帳される。輸入者は，この為替手形をイギリスの輸出者に送付する。輸出者は，手形を受け取るとすぐにシティ銀行に呈示し，満期となれば同行から支払いを受ける。同行は，チャータード銀行の本店に支店振り出しの為替手形の呈示があったことを連絡する。この時点において，インドの輸入者のイギリスの輸出者にたいする債務は，チャータード銀行の本店のシティ銀行にたいする債務に振り替っており，本店は支店の振り出し日より3ヶ月のユーザンスの後に，これを決済しなければならない[10]。この決済は，インドのイギリスへの輸出から発生する手形によって行なわれることになる。

図1　支店の振り出した為替手形の取引・相殺機構



(出典) C. Mackengie, *Realms of Silver*, London, 1954, pp. 147～148.

インドの輸出者は，イギリスの輸入者を支払い人にして，取立て為替手形を組むが，この輸出者の振り出したロンドン宛スターリング手形（逆為替＝取立為替）を買い取り，自己の資産勘定の「受取手形」の項目に記帳する。輸出者は，輸出代金を獲得したが，支店はこの手形をロンドンの本店に送付し，本店はこれをシティ銀行に持ち込み，先程の債務を決済することになる。

植民地銀行は，自己の振り出したロンドン宛スターリング手形の販売と植民地の輸出者の振

9) *Banking Almanac, Directors' Year Book and Diary* (以下, *B. A.* と略す) 1860, advertisement, p. 190.

10) C. Mackenzie, *op. cit.*, p. 147.

表2　マーカンタイル銀行の支払手形の内訳　　(千ポンド)

年	1879	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
ロンドンの銀行家宛の為替手形	1,976 (79)	1,630 (79)	1,831 (77)	1,378 (67)	1,076 (65)	1,424 (59)	1,461 (70)	1,017 (55)	1,001 (54)	991 (47)	984 (40)	1,694 (49)
本店および支店宛の為替手形	393 (16)	383 (19)	506 (21)	625 (30)	446 (27)	935 (38)	415 (20)	580 (31)	633 (34)	803 (38)	872 (36)	1,356 (40)
大陸の銀行および他の代理店宛の為替手形	133 (5)	40 (2)	26 (1)	47 (2)	137 (8)	70 (3)	197 (10)	268 (14)	213 (12)	296 (14)	578 (24)	376 (11)

注　() 内の数字は，3種の為替手形の合計にたいする割合（%）である。
（出典）*Bankers' Magazine* 各号より作成。

り出したロンドン宛スターリング手形の購買とによって相殺する。この為替業務は，銀行の貸借対照表には，負債勘定の「支払手形」と資産勘定の「受取手形」と対になった勘定として表われてくる。

チャーター銀行の場合，支店は，シティ銀行宛の為替手形を振り出していたが，植民地銀行は，ロードンの取引銀行宛ばかりでなく，本店宛の為替手形も，大陸諸国の銀行および他の地域の代理店宛の為替手形も振り出していた。表2は，マーカンタイル銀行 (Chartered Mercantile Bank of India, London and China, 以下マーカンタイル銀行と略す) の支払手形の内訳の額を1879年より示したものである。

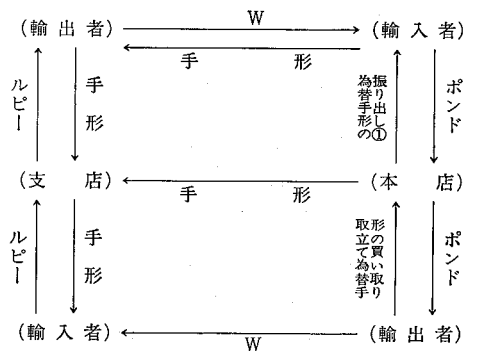
これによると，80年代にはいって，ロンドンの銀行宛の為替手形が減少し，本店および支店宛の為替手形と大陸の銀行および他の代理店宛の為替手形が増加する傾向があった。それゆえロンドンの銀行家宛の為替手形は，1879年以前においても，支払手形総額に占める割合が，70%を超えていたと推測される。

これまで，支店がロンドン宛に振り出す手形を中心に考察してきたが，逆に本店が，支店宛に振り出す為替手形も存在していた[11]。この本店振り出しの為替手形については，ほとんど注目されてこなかったが，確かに，表2からの推測にすぎないが，きわめてわずかであった。だが，支店の為替業務を本店においてバランスさせるための業務として，行なわれていたとなれば，ロンドンを中心とした国際決済を考える[12]うえで，きわめて重要な取引機構として位置付けられるだろう。

図2は，本店が各支店宛に振り出した為替手形の取り引きとその相殺機構を示したものである。図2を簡単に説明しておこう。

①は，ロンドン本店が各支店において支払われる為替手形 (draft) をイギリスの輸入者に販売する。本店の振り出した為替手形は，貸借対照表の負債勘定の支払手形の項目に記帳される。植民地の輸出者は，手形を支店に提示して現金支払いを受ける。これと対応して，本店は，イギリスの輸出者の振り出した取立て為替

図2　本店の振り出した為替手形の取引・相殺機構



① 本店は，各支店宛の為替手形を振り出す。
（出典）*Banking Almanac*, 1865, advertisement, p. 243.

11) アグラ銀行の各支店（本店も含む）宛の手形は，カルカッタ，アグラ，ボンベイ，マドラス，ラホールにおいて，わずかな手数料で発行される。インドの各地方宛に振り出された手形は，保証され，買われる。そして取り立てのために送られ，インドで支払われる手形も買われる (B. A., 1860, advertisement, p. 183)。

12) 徳永，前掲書，304-314頁を参照されよ。

表3　マーカンタイル銀行の政府証券の内訳　　(千ポンド)

年	1879	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
インド政府のルピー手形	605 (78)	1,193 (83)	188 (51)	1,102 (86)	402 (75)	317 (74)	126 (31)	77 (10)	74 (14)	101 (12)	148 (17)	392 (33)
インド政府のスターリング証券	147 (19)	147 (10)	147 (40)	147 (11)	100 (19)	80 (19)	166 (41)	276 (38)	80 (15)	80 (9)	80 (9)	224 (19)
インド政府保証鉄道株	19 (2)	57 (4)	19 (5)	10 (1)	10 (2)	10 (2)	100 (25)	319 (43)	371 (71)	641 (75)	617 (72)	564 (48)
政府証券総額	772	1,437	363	1,286	534	430	403	736	525	854	859	1,180

注　() 内の数字は政府証券総額に占める割合，政府証券総額のなかにはその他も含まれている。
(出典) *Bankers' Magazine*, 各号より作成。

表4　インド・極東の植民地銀行の貸借対照表の主要項目と株主・支店数 (1865年)

(千ポンド)

銀行名	資本金	株主数	支店数	負債			資産			負債総額
				預金	銀行券	支払手形	現金	受取手形・貸付	政府証券	
アグラ銀行	1,500 (8)	725	11	6,816 (38)		② 8,765 (49)	2,227 (12)	③ 14,640 (82)	643 (4)	17,832
アジア銀行	500 (8)	–	6	2,878 (44)	38 (1)	2,929 (45)	729 (11)	5,513 (84)	309 (5)	6,552
チャータード銀行	800 (15)	672	9		4,368 (84)		862 (17)	4,124 (79)	157 (3)	5,210
マーカンタイル銀行	750 (7)	–	① 16	3,307 (31)	6,201 (59)		1,769 (17)	7,598 (72)	186 (2)	10,548
オリエンタル銀行	1,500 (9)	1,300	① 17	7,998 (49)	642 (4)	5,283 (33)	2,335 (14)	11,581 (71)	1,075 (7)	16,218
コマーシャル銀行	1,000 (16)	832	9	2,731 (43)	–	2,294 (36)	1,204 (19)	3,943 (62)	55 (1)	6,343

注　①は代理店 (agencies) を含む，②信用状および引受を含む。③手形割引・貸付，6,038千ポンドを含む。
コマーシャル銀行の貸借対照表は1864年12月31日付のものである。
() 内の数字は，負債総額にたいする割合 (%) である。
(出典) *Bankers' Magazine* 1865, 1866, *Banking Almanac* 1865 より作成。

手形を買い取り，これを支店に送付して，支店は名宛人である輸入者から支払いを受けることになる。この植民地宛の為替手形の買い取りとその支店への送付によって，本店において支店宛に振り出された為替手形の販売は相殺されることになる。

植民地銀行による為替取引は，支店による本店ないし取引銀行宛の為替手形の振り出し・販売とロンドン宛の為替手形の購入，本店による支店宛の為替手形の振り出し・販売と植民地宛の為替手形の購入，以上4つの取引として行なわれており，金現送を最小限に抑制するために，各取引が相殺される機構として展開されていた。

周知のようにイギリスは，インドにたいして輸入超過の構造となっていた。つまり，さきほど述べた4つ為替取引のうち，支店による為替手形の買い取りと本店による為替手形の振り出しが，支店による為替手形の振り出しと本店による為替手形の買い取りよりも上回わる傾向を持っていた。これを相殺する機構として存在したのが，インド省による本国費 (home charge)

送金メカニズムであった[13]。つまり本国大蔵省は，ロンドンにおいてインド省宛手形を販売した。これをイギリスの輸入者および植民地銀行が購入し，インドの輸出者に送金した決済機構である。植民地銀行のロンドン本店は，インド政府証券の売買業務を行なっており[14]，資産項目の政府証券も為替業務を表わしている(表3)。

表4は，インド・極東の植民地銀行の貸借対照表の主要項目を示したものである。マーカンタイル銀行は，負債勘定の「支払手形」と銀行券の項目が，59％にも達し，これにたいして預金債務の割合が，31％にすぎない。他の銀行も負債勘定に占める「支払手形」の割合が33～49％もあり，イギリス国内の株式預金銀行の債務内容と比べると預金債務がきわめて低く，「支払手形」の項目が高いことを示している。このことは，「支払手形」が銀行振り出しの為替手形を示していることから，インド・極東の植民地銀行は，為替業務がきわめて高いことを物語っており，「為替銀行」と呼ばれる所以である[15]。

為替業務のウエイトがきわめて高いイギリス植民地銀行は，インド・極東の銀行に限ったものでなく，表1に挙げたもののうちカナダの北アメリカ銀行 (Bank of British North America)，アフリカのエジプト銀行 (Bank of Egypt) 等が含まれる。

「支払手形」は，先に見たように自己が振り出した銀行為替手形の販売を貸借対照表に記帳したものであるが，これと対をなす輸出者の振り出したロンドン宛の為替手形の買い取りは，「受取手形」の項目に記帳される。そこで，インド・極東の植民地銀行の中で，為替業務のウエイトが，最も高いと思われるマーカンタイル銀行を見てみよう。

表5-2は，マーカンタイル銀行の貸借対照表を示したものである。同行は，1879年に，負債勘定においては要求払預金と定期性預金の区別を，発行銀行券と支払手形と借入金の区別を，資産勘定においては受取手形と手形割引と貸付を区別して，各々の勘定に記載している[16]。

そこで，1879年から1883年までの，5年間の勘定を基準にして，60年から75年までの支払手形の負債勘定に占める割合，および受取手形と手形割引・貸付の資産勘定に占める割合を，推定してみることにする。

表5-1によれば，負債勘定に占める預金の割合は，増加傾向を示しており，銀行券・支払手形・借入金の割合は，減少傾向を示しているので，支払手形の負債勘定に占める推定値は，低く見積られることになる。また資産勘定に占める受取手形の割合と手形割引・貸付の割合は，1879年から1888年までに，前者が減少傾向を示し，後者が増加傾向を示すことから，1879年を基準にして推定することにする。だがそれでも，この推定値は，受取手形に低く，手形割引・貸付に高く推定されることが予測される。

では，1879年から1883年までの銀行券・支払手形・借入金に占める支払手形の割合は，51％（1883年）から77％（1881年）の間を変動しているが，5年間の平均値をとってみると，62％となる。1879年の受取手形・手形割引・貸付に占める受取手形の割合は，84％で，手形割引・貸付の割合は，16％である。

この割合を基準にして，1860年から1875年までの支払手形，受取手形，手形割引・貸付，の実数値を推定し，その上で，支払手形の負債勘定に占める割合と，受取手形の資産勘定に占める割合と，手形割引・貸付の資産勘定に占める割合を，推定してみたのが，表6である。

表6によれば，支払手形の負債勘定に占める割合は，31％から38％に達しており，この数値は低く見積られたものである。受取手形の資産勘定に占める割合は，50％から65％に達し，60年代は，この数値よりもはるかに高いことが推測される。そして受取手形の項目が，手形割

13) 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波全書，1981年，130頁。
14) *B. A.*, 1860, advertisement, p. 182.
15) R. J. Truptil, *British Banks and the London Money Market*, London, 1936. pp. 166-167.
16) B. M., 6. 1880, p. 493.

表 5-1　マーカンタイル銀行の貸借対照表 (1860～1878)　　(千ポンド)

	年	1860	1862	1864	1866	1868	1870	1872	1874	1876	1878
負	資本金	500 (11)	500 (7)	500 (5)	750 (10)	750 (10)	750 (8)	750 (9)	750 (8)	750 (9)	750 (8)
	要求払預金 固定預金	1,337 (30)	2,016 (30)	3,305 (33)	2,201 (30)	2,289 (29)	3,369 (38)	3,268 (41)	3,312 (37)	3,365 (38)	3,991 (41)
債	銀行券 支払手形 借入金	2,575 (57)	4,147 (61)	5,708 (56)	4,226 (57)	4,681 (59)	4,803 (54)	3,960 (49)	4,880 (54)	4,526 (51)	4,916 (50)
	負債総額	4,489	6,792	10,128	7,360	7,892	8,974	8,043	9,008	8,807	9,779
資	現金	899 (20)	1,220 (18)	2,178 (22)	1,164 (16)	1,608 (20)	1,863 (21)	1,119 (14)	1,108 (12)	1,037 (12)	2,223 (23)
	預け金・コール	182 (4)	153 (2)	1,214 (12)	791 (11)	727 (9)	477 (5)	449 (6)	454 (5)	851 (10)	386 (4)
	政府証券	161 (4)	131 (2)	131 (1)	108 (1)	236 (3)	913 (10)	471 (6)	350 (4)	463 (5)	1,043 (11)
産	受取手形 手形割引 貸付	3,238 (72)	5,218 (77)	6,356 (63)	4,988 (68)	5,100 (65)	5,495 (61)	5,779 (72)	6,874 (76)	6,235 (71)	5,907 (60)

注　() 内の数字は負債総額に占める割合 (%) である。
(出典)　*Bankers' Magazine* 各号より作成。

表 5-2　マーカンタイル銀行の貸借対照表 (1879～1892)　　(千ポンド)

	年	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1886	1888	1890	1892
負	資本金	750 (9)	750 (9)	750 (9)	750 (9)	750 (10)	750 (10)	750 (10)	750 (9)	750 (7)	750 (13)
	要求払預金	949 (12)	1,195 (15)	1,219 (15)	1,014 (13)	865 (12)	837 (12)	1,049 (14)	1,050 (13)	1,671 (16)	756 (13)
	固定預金	2,214 (28)	2,594 (32)	2,719 (34)	2,410 (30)	2,121 (30)	2,080 (29)	2,616 (36)	2,724 (33)	2,837 (27)	2,128 (36)
	銀行券	446 (6)	531 (7)	455 (6)	669 (8)	732 (10)	451 (6)	502 (7)	759 (9)	547 (5)	391 (7)
債	支払手形	2,502 (31)	2,052 (25)	2,363 (29)	2,050 (25)	1,659 (23)	2,429 (34)	1,866 (25)	2,090 (25)	3,425 (32)	768 (13)
	借入金	876 (11)	682 (8)	245 (3)	932 (12)	817 (11)	340 (5)	380 (5)	492 (6)	634 (6)	835 (14)
	負債総額	7,951	8,069	8,023	8,100	7,169	7,162	7,358	8,270	10,593	5,885
資	現金	1,202 (15)	873 (11)	994 (12)	701 (9)	1,004 (14)	872 (12)	674 (9)	709 (9)	1,084 (10)	684 (12)
	預け金・コール	357 (4)	570 (7)	672 (8)	243 (3)	198 (3)	291 (4)	532 (7)	297 (4)	1,098 (10)	193 (3)
	政府証券	772 (10)	1,437 (18)	363 (5)	1,286 (16)	534 (7)	430 (6)	736 (10)	854 (10)	1,180 (11)	894 (15)
	受取手形	4,334 (55)	3,752 (46)	4,073 (51)	3,405 (42)	3,105 (43)	3,086 (43)	2,644 (36)	2,828 (34)	3,710 (35)	1,710 (29)
産	手形割引	146 (2)	254 (3)	318 (4)	363 (4)	384 (5)	373 (5)	346 (5)	628 (8)	254 (2)	93 (2)
	貸付	705 (9)	763 (9)	1,135 (14)	1,615 (20)	1,445 (20)	1,543 (22)	1,803 (25)	2,450 (30)	2,205 (21)	1,729 (29)

注　() 内の数字は，負債総額にたいする割合である (%)。また基準をだすため，1879-83 年は毎年となっている。
(出典)　*Bankers' Magazine* 各号より作成。

表6　マーカンタイル銀行の支払手形，受取手形，手形割引・貸付の割合の推定　　(%)

年	1860	1862	1864	1866	1868	1870	1872	1874	1876	1878
支払手形	36	38	35	36	37	37	31	34	32	31
受取手形	61	65	53	57	54	51	60	64	59	50
手形割引・貸付	12	12	10	11	9	10	12	12	11	10

表5-1，表5-2 より作成。

引・貸付とは別の項目として，記載されていることは，受取手形の数値が，為替業務の割合を，貸借対照表に反映したものであると言える。

これにたいして，手形割引・貸付の推定割合は，9%から12%と，きわめて低い数値を示しており，60年代は，表3-2の手形割引・貸付の1874年以降の増加傾向から，この数値よりもさらに低いと，十分推測される。以上のことから，インド・極東の植民地銀行の業務は，そのほとんどが，ロンドンとの為替業務に向けられていたと結論できる。

インド・極東の植民地銀行群は，為替業務のウエイトが，きわめて高く，反面，手形割引・貸付業務のウエイトがきわめて低いという業務上の特質を持っており，この業務上の特質は，同銀行群が，国際的商品流通部面のみを活動舞台としており，植民地内部の商品流通や生産過程との結びつきが，きわめて希薄であったことを物語っている。

2) オーストラリアの植民地銀行

イギリスの植民地銀行が，オーストラリアへ進出した理由は，イギリスとオーストラリアの間の為替業務を営むことが主要な目的であった[17]。1830年代前半までのオーストラリアの外国為替取引は，流刑地へのイギリス政府の支出が，本国大蔵省宛の為替手形の輸入者への販売によって行なわれていたことを基軸に展開されていた[18]。つまりイギリスによる政府支出とオーストラリアのイギリスからの輸入が対応する開係の中で為替取引が形成されていたのである。

だが，オーストラリアからイギリスへの羊毛を中心とした輸出の拡大とともに，為替取引は，政府支出のわくを越えて，オーストラリアの輸出入によって形成されるようになった[19]。ここが，イギリス銀行業の参入するところとなった理由である。ロンドンのシティから為替業務を営むために，オーストラリアに乗り込んだ銀行の第一号は，1834年にロンドンに設立されたオーストラレイシア銀行 (Bank of Australasia, 以下オーストラレイシア銀行と略記する) である。

オーストラレイシア銀行は，オーストラリアに自己の銀行資本を輸出するとき，ロンドンの本店宛のスターリング為替手形を現地において振り出し・販売するという方法を取った[20]。この自己ないし取引銀行宛の為替手形の振り出しとその販売は，植民地銀行の為替業務のうち最も重要な業務の1つである。同行は，一覧後30日払いのロンドン宛為替手形の振り出し額を，ロンドンへ送付されうる手形額に8万ポンドを超える額に制限していた[21]。つまり支店は，本店から8万ポンドの信用を受けていたのである。

支店による，ロンドン宛為替手形の振り出しは，支店による輸出者の振り出す逆為替手形の買い取りとそのロンドンへの送付によって相殺されるが，このとき買い取られる手形の中には，大蔵省宛の手形も含まれる[22]。そして，買い取りの際の割引率は，1837年の南オーストラリア銀行 (South Australian Banking Company,

17) A. L. Gordon Mackay, *Australian Banking and Credit System*, London, 1931, p. 33.
18) S. J. Butlin, *Australia and New Zealand Bank*, London, 1961. pp. 5-6.
19) *Ibid.*, p. 6.
20) *Ibid.*.
21) *Ibid.*, p. 10.
22) *Ibid.*, p. 11.

以下南オーストラリア銀行と略す）の場合，政府手形，5％，一級の商業手形，7％，二級の商業手形，10％であった。割引率としてはかなり高かったのである[23]。

バトリン (S. J. Butlin) によれば，オーストラリアの植民地銀行の為替業務は，①支店によるロンドン本店宛の為替手形の振り出し，②支店によるロンドン宛の取立て為替手形の買い取り，③本店による各支店宛の為替手形の振り出し，④本店による植民地宛の取立て為替手形の買い取り，の4つが存在したと言われている[24]。

繰り返えすまでもないが，支店がロンドン宛のスターリング為替手形を振り出し，この債務を決済するために，輸出者の振り出したロンドン宛のスターリング手形を買い取り，相殺する場合，植民地銀行の貸借対照表には，

負債	資産
支払手形	受取手形

の勘定が記帳されることになる。同じように，本店によって各支店宛に為替手形が振り出され，その決済のために，植民地宛に振り出された取立て為替手形を買い入れて相殺する場合にも，植民地銀行の貸借対照表には，

負債	資産
支払手形	受取手形

という勘定が形成されることになる。だから銀行による為替業務の拡大は，負債勘定の支払手形項目と資産勘定の受取手形項目の増加として表われることになる。この点を典型的に示し，為替業務のウエイトがきわめて高かったのが，インド・極東の植民地銀行群であった。

しかし，オーストラリアの植民地銀行群の負債勘定における支払手形の割合は，インド・極東の植民地銀行のそれと比べると著しく低く，他方，預金の割合が高いのである。表7は，オーストラリアの植民地銀行の1865年の貸借対照表の主要項目を示したものである。負債勘定に占める支払手形の割合は，7％から18％と低い数値を示しており，一節で考察したインド・極東の植民地銀行のそれと比較して，為替業務がきわめて低いことが推測される。これにたいして資本金や預金の負債勘定に占める割合は，南オーストラリア銀行を除けば比較的高くなっている。

次に，資産勘定の受取手形の割合は，1865年においては，全ての銀行が，受取手形を手形割引・貸付と同一の項目において報告しているので，示すことはできない。だがオーストラリア特許銀行 (London Chartered Bank of Australia, 以下オーストラリア特許銀行と略す）は，資産勘定における受取手形・他証券の項目を1885年から「ロンドンにおける投資・為替手形・他証券」と「植民地における手形割引・貸付・他証券」とに分けて報告するようになった[25]。そこで，オーストラリア特許銀行の貸借対照表を考察することにする。表8は，同行の貸借対照表を示したものであるが，支払手形の割合は，一貫して減小を示し，反対に預金の割合が増加している。また，1885年以降の資産勘定の「植民地における手形割引・貸付・他証券」の項目には，「他証券」のなかに為替手形も含まれていると推測されるが，表8の81年までの資産勘定の「受取手形・他証券」の項目が，1885年以降，「ロンドンにおける投資・為替手形・他証券」と「植民地における手形割引，貸付，他証券」とに分けて報告されている。ここで注目しておきたい点は，為替手形がロンドンの項目にあり，植民地の項目にみあたらないことである。

だが，「植民地における手形割引」の中には，ロンドン宛に振り出された取立て為替手形の植民地における買い取りを含んでいるのではないかという疑問が出されるかもしれないが，ロンドン宛スターリング為替手形が，ロンドンに集中することと，負債勘定の支払手形の額と資産勘定の「ロンドンの為替手形」の額とが，大きく相違していないことを見ると，為替業務をバランスシートに反映する受取手形の額は，「ロンドンの投資・為替手形の額から大きく上回るこ

23) *Ibid.*, p. 35.
24) *Ibid.*, p. 6.
25) *B. M.*, 6, 1886, p. 509.

表7　オーストラリアの植民地銀行の貸借対照表の主要項目と株主・支店数(1865年)

(千ポンド)

銀行名	資本金	株主数	支店数	負債			資産			負債総額
				預金	銀行券	①支払手形	現金	受取手形・貸付	政府証券	
オーストラレイシア銀行	1,200 (21)	1,404	20	2,618 (47)	353 (6)	963 (17)	678 (12)	4,204 (75)	338 (6)	5,583
ユニオン銀行	1,250 (21)	1,400	21	2,747 (45)	482 (8)	1,071 (18)	786 (13)	4,751 (78)	139 (2)	6,066
南オーストラリア銀行	500 (23)			582 (27)	104 (5)	298 (14)	167 (8)	1,683 (78)	–	② 2,166
E. S. A. 銀行	600 (34)		7	837 (48)	97 (6)	136 (7)	164 (9)	1,534 (87)	–	1,754
オーストラリア特許銀行	1,000 (39)	1,101	12	858 (33)	122 (5)	439 (17)	305 (12)	2,130 (83)	–	2,570

注　①支払手形の項目には，他の負債 (other liabities) も含まれる。②他の銀行からの借り入れ金による負債が23％もあるため，負債総額が負債項目よりも比較的大きくなっている。() 内の数字は負債総額にたいする割合である (％)。

(出典) *Bankers' Magazine* 1865, 1866, *Banking Almanac* 1865 により作成。

表8　オーストラリア特許銀行の貸借対照表 (1854—1889年)　　(千ポンド)

	年	1854	1860	1865	1870	1876	1881	1885	1886	1887	1888	1889
負債	銀行券	130 (12)	179 (8)	122 (5)	139 (4)	158 (4)	179 (4)	214 (4)	222 (4)	235 (4)	288 (3)	295 (3)
	支払手形・他債務	168 (15)	522 (24)	439 (17)	415 (13)	431 (11)	551 (13)	602 (11)	396 (7)	462 (7)	747 (9)	748 (8)
	預金	258 (24)	660 (31)	858 (33)	1,509 (47)	2,110 (54)	2,520 (58)	3,414 (64)	4,082 (69)	4,360 (69)	6,030 (72)	6,643 (74)
	資本金	519 (47)	700 (33)	1,000 (39)	1,000 (31)	1,000 (26)	1,000 (23)	1,000 (19)	1,000 (17)	1,000 (16)	1,000 (12)	1,000 (11)
	負債総額	1,097	2,144	2,571	3,230	3,870	4,374	5,369	5,884	6,281	8,334	8,997
資産	現金	249 (23)	594 (28)	305 (12)	357 (11)	298 (8)	387 (9)	514 (10)	611 (10)	570 (9)	644 (8)	712 (8)
	受取手形・他証券	781 (71)	1,447 (67)	2,130 (83)	2,650 (82)	3,377 (87)	① 2,454 (56)	–	–	–	–	–
	ロンドンの投資・為替手形	–	–	–	–	–	–	418 (8)	474 (8)	566 (9)	416 (5)	760 (8)
	植民地の手形割引・貸付	–	–	–	–	–	–	4,180 (78)	4,555 (77)	4,851 (77)	6,782 (81)	7,062 (78)

注　①受取手形・他証券とは別に，ロンドンにおけるコール・ローンと他の投資があるため，負債総額にたいする表の資産項目の割合が少なくなっている。1875年，1880年は，報告されていない。
() の数字は負債総額にたいする割合 (％) である。

(出典) *Bankers' Magazine* 各巻より作成。

とはなかったと考えられる。つまり，オーストラリア特許銀行の「ロンドンの投資・為替手形」は，同行の為替業務を反映しており，「植民地の手形割引・貸付」は，手形割引・貸付業務を反映していると言って，大きな誤りはないと思われる。

だが，1880年代後半の業務分析の推測から得られた結果を，1860年代の業務分析の基準とすることは，できないだろう。そこで，ユニオン銀行の資産項目の「受取手形・他証券」項目の変化をみてみよう。

ユニオン銀行は，1859年6月に「受取手形・

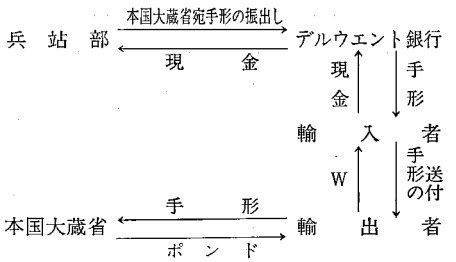
他証券」(Bills receivable, other securities, including bills for collection) の項目から「地方手形，受取手形，他証券」(Local bills, bill receivable, and other securities, including bill for collection) の項目へ変更し[26]，さらに，これは1879年から「ロンドンの受取手形・貸付・他証券」(bills receivabl, loans and other securities at London office) と「支店の手形割引・受取手形・貸付・他証券」(Bills discounted, bills receivable, loans and other securities at the branches) との項目に分けて，報告するようになった[27]。

1859年の変更のとき注目すべき点は，植民地の項目の中の第一番目に「地方手形」が置かれていることであり，このことは植民地の業務が，為替業務よりも手形割引業務中心になり始めたことを示している。59年の貸借対照表上の変化は，同年上半期のユニオン銀行の収益低下の原因の一つであった為替業務の不調と，他方での植民地諸業務が好調であったことの反映であり[28]，59年以降79年まで，植民地の項目は，「地方手形」を第一にしてきたことから，ユニオン銀行は，オーストラリア内部向けの業務を中心にしたと言える。

オーストラリアの植民地銀行の為替業務のウエイトが低かったのは，インド・極東の植民地銀行のように，本国との為替業務を独占できなかったからである[29]。では，なぜイギリスの植民地銀行がオーストラリアにおいて為替業務を独占できなかったかを考察しよう。

先にも簡単に述べたが，オーストラリアはイギリスの流刑植民地として始まったが，イギリス政府による支出は，本国の大蔵省宛の為替手形の振り出しによって行なわれていた。図3は

図3　本国大蔵省宛の為替手形の取引機構



（出典） S. J. Butlin, *op. cit.*, p. 6.

そのメカニズムを示したものである。この図は，本国大蔵省のオーストラリア兵站部への送金とオーストラリアの輸入者の代金の支払いが，オーストラリアの兵站部による大蔵省宛手形の振り出しと，オーストラリアの輸入者への販売によって行なわれていることを示している[30]。この兵站部の支出の相対的低下とともに，大蔵省宛為替手形は為替市場における地位を相対的に低めていったようであるが，植民地銀行の銀行手形の振り出しと，その販売の競争者であったことにかわりはない。

次に，ユニオン銀行が，シドニー支店で，為替業務を始めたとき，同行の競争者は，有力な輸出業者であった。シドニーにおいては多額の輸出にたずさわっている「名声の高い」商人たちがいた[31]。彼等は，羊毛を輸出し，ロンドン宛の為替手形を振り出し，それをイギリスからの商品の輸入者に販売した。銀行を除く為替取引は，「外部市場」(outside market) と言われ，担保会社 (mortgage company) や手形・株式ブローカー，羊毛輸出商会等によって行なわれていた[32]。彼等は，羊毛輸出商会を除けば，ロンドン資金を直接に植民地に供給する投資会社であった[33]。彼等によるロンドン宛手形の振り出しは，銀行のロンドン宛手形の振り出しと競争関係にあった。だから，シドニーにおいて，

26) *B. M.*, 8, 1859, p. 522.
27) *B. M.*, 3, 1880, p. 258.
28) *B. M.*, 8, 1859, p. 523.
29) インドにおいて，省立銀行 (Presidency Bank) は，銀行業務をもっぱら国内取引に限定されていた。(A. S. J. Baster, *op. cit.*, p. 172.) そのため，インド・極東の植民地銀行は，外国為替業務を独占できたのである。
30) S. J. Butlin, *op. cit.*, p. 6.
31) *Ibid.*, p. 37.
32) S. J. Butlin, *Fundations of The Australian Monetary System, 1788-1851*, Melbourne, 1953, p. 491.
33) *Ibid.*, p. 494.

「植民地銀行は，為替市場に存在しなかった[34]」と言われるほどであった。そして，ユニオン銀行のシドニー支店は，割引業務を中心とすることになった[35]。

以上のように，オーストラリアの植民地銀行は，外国為替市場を独占するにいたらなかった。その結果為替業務のウエイトは，インド・極東の植民地銀行のそれと比較して，相対的に低かった。この為替業務の低さが，負債勘定の支払手形の低さとして反映しているのである。

II. ロンドン業務と預金業務

植民地銀行の各支店が振り出すロンドン宛スターリング手形および各支店が買い取った為替手形が，ロンドン本店に集中するため，植民地銀行の為替業務は，ロンドンの本店業務を中心にして運営されている。

各支店は，ロンドンの本店に割り当てられた勘定を持っていた。表9は，オーストラレイシア銀行の各支店の，「現金勘定」(Cash Account) の略図を示したものである。「現金勘定」とはいっても，直接に現金準備の額を示した勘定ではなく，これは，各支店の各種業務に関連しての現金の出し・入れと，これに対応しての本店の現金の出し・入れとを把握するためのものである。

これによると，各支店の現金の受け取りに関する業務（例えば，支店によるロンドン宛為替手形の振り出し，本店による植民地宛の為替手形の買い取り）は，「ロンドン現地勘定」の貸方に記帳されていた。だが，これに対応する本店の側では，現金準備の減少となった。逆に，支店の現金の支払いに関する業務は，表9から明らかなように，本店における現金準備の増加となった。支店および本店において，為替取引が均衡しておれば，「ロンドン現金勘定」は，各支店に割り当てられた額でもって，バランスしている[36]。

しかし為替取引の相殺が，うまく進行しない場合，「現金勘定」のバランスが失われて，そこで相殺のための為替手形の振り出しや買い取りが，必要となる。つまり各支店の為替取引の管理は，この「ロンドン現金勘定」を中心に行なわれていた。そして，「現金勘定」のバランスが失われると，本・支店間における資金偏在や現金準備の変動に直接に結びついた。

そして，この現金準備を拡充するのは，銀行による預金収集活動であるが，次に預金業務に考察を加えておこう。表10は，5年毎の預金の上昇率を示したものである。これによると，1855年から1865年にかけて，ブーム的な預金の上昇を示しており，インド・極東地域における貿易および為替取引の急速な拡大と呼応している。だが1866年恐慌を経て，70年代以降，チャータード銀行は着実な増加を示すが，他の諸行による預金吸収は停滞し，むしろ減少するものさえあった。こうした預金業務の停滞は，後にみる支店の増加がきわめて少ないことと考え合わすと，植民地における預金の停滞を示していると言えるのではないか[37]。

これにたいして，オーストラリアの植民地銀行群の預金の増加率は，60年以前に多少変動しているが，60年代からは着実な増加を示しており，この預金の増加は，植民地における支店の拡大とともに考えると，植民地における預金の吸収が着実に進んだと推測される。

次にインド・極東の植民地銀行の預金は，どこから，どれぐらいの割合で受け入れられていたのかを考察しておこう。バスター (A. S. J. Baster) によれば，1870年におけるインドの為

34) S. J. *Butlin, Australia and New Zealand Bank*, p. 37.
35) *Ibid.*.
36) *Ibid.*, p. 38.
37) 植民地預金の収集の停滞については，バスターの見解との相違となっている。バスターの資料は，ロイヤル・チャーターを獲得していない銀行の預金（つまり Hong Kong and Shanghai Banking Corporation 等々の預金）も含んでいるのではないかと推測される。この違いが，80年代，90年代における植民地預金の動向の相違となっていると思われる。バスターの統計は，A. S. J. Baster, *op. cit.*, p. 175. を参照されよ。

表9　ロンドンにある各支店の現金勘定 (London Cash Account)

借　方	貸　方
(支店)　ロンドン宛手形の買取	(支店)　ロンドン宛為替手形の振出
(本店)　支店宛の為替手形の振出	(本店)　植民地宛為替手形の買取
	(支店)　植民地での株式の販売

(出典) S. J. Butlin, *Australia and New Zealand Bank*, p. 38.

表10　預金の増加率 (5年毎)　　(%)

	年	1855～1860	1860～1865	1865～1870	1870～1875	1875～1880	1880～1885	1885～1890
インド・極東	アグラ銀行	286	367	−66	9	54	−7	23
	チャーターード銀行	−	−	−	−	169	32	32
	マーカンタイル銀行	−	147	2	−3	16	−9	30
	オリエンタル銀行	236	27	46	−4	−25	−	137
オーストラリア	オーストラレイシア銀行	10	13	13	22	61	85	25
	ユニオン銀行	−4	−8	33	7	73	70	20
	南オーストラリア銀行	−29	99	32	63	40	61	21
	E. S. A. 銀行	218	58	−7	180	56	122	20
	オーストラリア特許銀行	155	30	76	40	19	35	95

(出典) *Bankers' Magazine* より作成。

替銀行のインド外の預金2,688千ポンドでインド内の預金52,31千ルピー (1ポンド=10ルピー) であり[38]，比率にすると5:1となる。バスターの数値には，香港上海銀行 (Hong Kong and Shanghai Banking Corporation，以下，香港上海銀行と略す) 等の60年代に新たに設立された「エイジエンシー・バンク」の預金も含まれていると推測され，インド外の預金のうちイギリス預金と他の極東地域の預金の比率がはっきりしない。だが，香港上海銀行のインド支店は，カルカッタ，ボンベイにあり，設立されて日も浅く[39]，インドでの預金も少かったと推測されるし，インド以外の植民地支店の預金も，支店数の状況 (表13を参照されよ) をみれば，インド預金を少し上回わる程度でなかったかと推測される。それゆえに，少なくとも1870年までは，植民地銀行の総預金のうち5割～6割がイギリス預金であったと推測される[40]。

イギリス預金は，ロンドン本店とスコットランド地方，特にエディンバラ (Edinburgh) の預金代理店 (deposit agency) によって行なわれていた。エディンバラに，預金代理店を持っていたことが確認できるものは，オリエンタル銀行[41]，アグラ銀行，マーカンタイル銀行である[42]。またスコットランドの代理店として取引銀行を持っていることが確認できるのは，オリエンタル銀行の National Bank of Scotland と Commercial Bank of Scotland[43]，アジア銀行の The British Linen Company[44]である。そして各植民地銀行は，このスコットランド預金

38) *Ibid.*.

39) Hong Kong and Shanghai Bank は，1864年に設立された。同行の設立については，M. Collis, *Wayfoong, The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation*, London, 1965, pp. 21–35.

40) 生川氏は，「一概にはいえないが，平均的に総預金の3分の1近くが，イギリス本国でなされるもの」と説明されておられるが，この推計は，1880年代以降のことを言っておられるのであろう。少なくとも1870年までは，生川氏の言われる3分の1というイギリス預金のウエイトは，かなり低い推定であると思う (生川，前掲書，328頁)。

41) A. S. J. Baster, *op. cit.*, p. 106.

42) *B. A.* 1865, p. 143, p. 145.

43) *B. A.*, 1865, advertisement, p. 243.

44) *Ibid.*, p. 246.

(Scotch deposit) を受け入れるために，スコットランドの諸銀行が提供していた利率よりも2%から3 1/2も上回わる利率を設定していた[45]。

イギリス預金の種類は，1865年現在では，10日通知の預金（オリエンタル銀行の場合，100ポンドないしそれ以上と額が決められていた）には，イングランド銀行の最低割引率よりも1%下鞘で利子が付けられており，その上限を5%としていた[46]。固定預金は，預金者の希望に応じて期間が決められていた。そして期間が長くなれば，当然利率も高かったのである[47]。

次に，オーストラリアの植民地銀行の預金活動についてみておこう。

オーストラリアの銀行の資金は，その初期においては資本金と銀行券に限定されていた。だが銀行の資金にとって預金の重要性が自覚されたのは，オーストラリアに進出したイギリスの植民地銀行においてであった[48]。前節で見たように，為替業務は「ロンドン現金勘定」を核として行なわれていた。そのためイギリス，植民地における預金活動は，為替業務の運営を左右するものであった。

1830年代の牧畜ブームは，イギリス投資の拡大によるが，この資金は預金を通して集められた[49]。預金が牧畜投資へ向けられうるのは，その長期性のためであるが，19世紀中葉のオーストラリア預金の中心は3ヶ月通知の預金であったからである。さてこの牧畜ブームによる銀行の預金獲得競争は，預金利率の上昇をもたらした。3ヶ月通知預金は，36年5%，37年50ポンド以上のものは10%，50ポンド以下のものは7%となった[50]。オーストラリアにおける牧畜金融の多くがイギリス資本に依存していた以上，牧畜経営の拡大は，イギリスからの資本の取り入れを増加させ，その媒介機関として機能した銀行と土地抵当会社の資金吸収活動を活発化させることになった[51]。オーストラリアの銀行は，牧畜経営が拡大するというオーストラリアの経済構造の特色のなかで，常にオーストラリアとイギリスにおいて預金獲得競争を行なう傾向があった。この傾向は，オーストラリアに進出した植民地銀行においても例外ではなかったのである[52]。

だからオーストラリアの植民地銀行が，インド・極東の植民地銀行に比して負債勘定に占める預金のウエイトが高いのは，1つには為替業務のウエイトが比較的少なかったこと，2つにはオーストラリアの銀行が構造的に預金吸収に熱心であったことによる。

60年代は資本の純流入は少なかったが，国内投資は国民所得の10%で増加していった。70，80年代に資本の流入は，国民所得の20%に達する全投資の半分以上を融資するという高水準であった[53]。そして資本流入のほとんどは，銀行を通して行なわれたが，その最初の影響は，70年代初頭におけるロンドンに店舗を持つ銀行の急速な増加に反映している[54]。

銀行は，資金吸収のためにまず増資を行なった。というのは預金に利子を払うよりも資金を増加させるにはより安価な方法であると考えていたからである[55]。1860～70年の間に増資を行なった銀行は表11のとおりである。ほとんどの有力銀行がこの時期に増資を行ない，80年代まで同じ資本額で推移しているのを見ると，1860–65年に，増資が集中したことがわかる。

次に短期性預金の受け入れが行なわれた。例えばユニオン銀行は，1863年に短期通知の預金を受け入れ，全体的に利子率を引き上げることを各支店に指示した。そして1865年には1年

45) A. S. J. Baster, *op. cit.*, p. 106.
46) *B. A.*, 1865, Advertisement, p. 243.
47) *Ibid.*, p. 248.
48) S. J. Butlin, *Australia and New Zealand Bank* p. 5.
49) *Ibid.*,
50) S. J. Butlin, *Fundations of the Australian Monetary System*, p. 266.
51) S. J. Butline, *Australia and New Zealand Bank*, p. 214.
52) *Ibid.*, p. 194.
53) *Ibid.*, pp. 173–174.
54) *Ibid.*, p. 175.
55) *Ibid.*, p. 194.

表11　オーストラリアの有力銀行の増資
(1860～1870年)　　(千ポンド)

銀行名	増資額
オーストラレイシア銀行	900→1,375
南オーストラリア銀行	300→ 500
ユニオン銀行	1,000→1,250
E. S. A. 銀行	500→ 600
ニュー・サウス・ウェールズ銀行	500→1,000
シドニィ商業銀行	320→ 400
オーストラリア国民銀行	250→ 464

(出典) Banking Almanac, 1860, 1865, 1870, 作成。

ものの預金に4％の利子を付与した[56]。南オーストラリア銀行は，1863年にロンドンでの預金業務を開始したが，その中には7日通知で引き出される預金も含まれていた[57]。

3つめに，ロンドン現金準備の確保・運営に関してのイギリス預金の導入である。オーストラレイシア銀行，ユニオン銀行は，激しい銀行間の競争のなかで，支店の地理的拡大によってでなく，現在の支店の活発化によって業務を維持・発展させようとした[58]。その第1の手段は，金現送が衰退するとき信用の規制者としてロンドン資金を管理する機構をつくることであった。とりわけイギリス預金を変動のためのクッションとして準備することであった。その第2の手段は，業務の大規模化とコミュニケーションの速度が急速に変化することに適応する管理制度を再計画することであった[59]。

ユニオン銀行は，63年にロンドンの預金業務を開始することを決めたが，同行はロンドン預金を植民地における貸付の拡大のための手段とは考えておらず，ロンドン業務の不慮の出来事にたいする安全バルブと考えていた。

植民地銀行のロンドンの預金は，スコットランドの銀行，保険会社，信託資金を持っている弁護士などによって行なわれていた[60]。だから恐慌期にイングランド銀行の金準備の減少の一つは，スコットランドへの流出であったことは周知の事実であるが，このスコットランドへ流出した現金準備は，植民地銀行がスコットランドの諸銀行と代理店関係を結んでいたので，これらの諸行を通じて，預金利率の上昇とともに恐慌の最中であるにもかかわらず供給されたことが推測される。植民地銀行にとっては，こうした地方銀行（特にスコットランドの諸銀行）との代理店関係のもとにイギリス預金を吸収し，ロンドン業務の核心であるロンドンの現金準備を短期的変動のクッションとして利用することは，外国為替業務を遂行するうえにきわめて重要な構造となっていた。

1866年恐慌期においてインド・極東の植民地銀行のうち，支払停止に陥った3行がこうしたロンドン現金準備を確保する機構をほとんどもたなかったことのなかに，オーストラリア植民地銀行の業務および経営組織上の強さを示していたと言える。

III. ロンドンの取引銀行

植民地銀行は，為替業務の中心となるロンドン業務を遂行するのに2つの困難を持っていた。1つは，為替取引を行なうには，現金を必要とするが，ロンドンでの預金業務を特許によって禁止されているものがあり[61]，預金量が少なかった。2つは，支店の振り出した為替手形や支店から送付されてきた取立て為替手形の決済のために，ロンドン手形交換所に加盟することが必要であったが，イングランド銀行が加盟した1864年から，ごくわずかの例外をのぞいてその他の銀行を加えなくなった[62]，ことである。

そこで植民地銀行は，ロンドンの手形交換所加盟の株式預金銀行と密接な取引関係を持っていた。この取引関係の一例が，周知のチャーター銀行とシティ銀行との関係である。その関

56) *Ibid.*, p. 221.
57) *Ibid.*, p. 222.
58) *Ibid.*, pp. 175-176.
59) *Ibid.*, p. 176.
60) *Ibid.*, p. 221.
61) *Ibid.*, p. 222.
62) E. Jaffe, 三輪悌三訳『イギリスの銀行制度』日本評論社，1965年，145頁。

表12　植民地銀行のロンドン取引先銀行一覧表（1865年）　　（千ポンド）

地域	植民地銀行		ロンドンの取引先銀行	
	名	預金	名	預金
オーストラリア	オーストラレイシア銀行	2,618	Smith, Payne & Smiths	–
	ユニオン銀行	2,747	Glyn & Co.	–
	南オーストラリア銀行	582	London & Westminster Bank	19,552
	E. S. A. 銀行	837	The Agra & Masterman's Bank	1,380
	オーストラリア特許銀行	858	Barnetts & Co.	–
インド・極東	アグラ銀行	1,380	Head Office	–
	アジア銀行	2,878	London Joint Stock Bank ③	18,959
	チャータード銀行	4,368 ①	City Bank ②	4,860
	マーカンタイル銀行	3,307	London Joint Stock Bank ③	18,959
	オリエンタル銀行	7,998	Union Bank of London	18,909
	コマーシャル銀行	2,731	London Joint Stock Bank ③	18,959
その他	ブリティッシュ北アメリカ銀行		Head Office	–
	ブリティッシュコロンビア銀行	262 ①	Smith, Payne & Smiths	–
	コロニアル銀行	2,130 ①	Head Office	–
	イオニア銀行	–	Head Office	–
	オットーマン銀行	408	Head Office	–

注　①支払手形，銀行券を含む，②支払手形を含む，③引受を含む。
E. S. A. 銀行は，1866年アグラ銀行の支払停止によって，ロンドン取引先銀行を The National Provincial Bank of England に変更した。
（出典）*Banking Almanac* 1865, *Bankers' Magazine* 1865, 1866 より作成。

係を簡単に要約しておこう。①取引先銀行宛の為替手形の振り出し，②顧客のために本店において必要とされる現金は，シティ銀行から入手され，本店によって受け入れられた小切手・現金はシティ銀行へ持ち込まれた[63]。

しかし，チャータード銀行とシティ銀行の関係はきわめて極端な例であり，後に見るように，コマーシャル銀行とロンドン・ジョイント・ストック銀行の関係やオーストラリアの植民地銀行群とロンドンの諸取引銀行との関係は，チャータード銀行の場合のように密接なものではなかったと推測される。

表12は，植民地銀行のロンドン取引銀行を示した一覧表である。表によれば，ロンドンの取引先銀行は，3つに分類できる。1つは，インド・極東の植民地銀行のようにロンドンの有力株式銀行である。2つは，オーストラリアの植民地銀行のようにロンドンの個人銀行である。3つは，特定の取引銀行を持たず，ロンドン業務をもっぱら本店において行なっているものである。

インド・極東の銀行の中でアジア銀行，マーカンタイル銀行，コマーシャル銀行は，ともにロンドンの取引銀行をロンドン・ジョイント・ストック銀行としている。コマーシャル銀行とロンドン・ジョイント・ストック銀行の関係を見ておこう。コマーシャル銀行は，ロンドン・ジョイント・ストック銀行宛に為替手形を振り出すことが保証されていた[64]。またコマーシャル銀行は，同行から期間を1年とする信用

63) C. Mackenzine, *op. cit.*, p. 146.

64) *B. M.*, 6, 1866, p. 751.

(credit) を受けていた。しかし，後に詳細に述べるがロンドン・ジョイント・ストック銀行，は，1866年4月25日のコマーシャル銀行の株主総会の後に，20万ポンドの信用 (credit) を回収し，コマーシャル銀行の融資依頼を拒否し，同行の支払停止の直接のきっかけをつくった[65]。1866年の事件をみると，両行の関係は，チャータード銀行とシティ銀行の関係のように密接な関係をもったものでないことが推測される。

次に，オーストラリアの植民地銀行群とロンドンの取引銀行の関係であるが，取引銀行は，南オーストラリア銀行を除けば，他の諸銀行は，ロンドンの有力個人銀行であった。表12では，E. S. A. 銀行は，アグラ・マスターマン銀行となっているが，1864年に Agra and United Service Bank と Masterman, Peters, and Co. が合併するまで，取引銀行をロンドンの個人銀行である Masterman, Peters, and Co. としていた[66]。そして E. S. A. 銀行は，1866年にアグラ・マスターマン銀行が支払停止に陥ったときも，取引や収益の低下や混乱を見出すことはできない[67]。

以上，植民地銀行群とロンドンのシティの有力株式銀行や個人銀行との関係をみてきたが，それらの関係は，けっして一様ではなく，チャータード銀行とシティ銀行の関係のように，後者が前者の「親会社[68]」であるという関係までには達していなかった。

IV. 支店の配置

インド・極東の植民地銀行とオーストラリアの植民地銀行との特質をまとめるにあたって，支店の配置について検討を加えておくことにする。

インド・極東の植民地銀行は，為替業務を中心業務として，資金は少なくとも60年代まではイギリス資本と預金に多くを依存していたことをみてきた。植民地銀行の業務上の特質は，支店の配置に表われている。

表13は，インド・極東の植民地銀行の支店の分布を示したものである。西はアフリカから東は日本まで，南はオーストラリアときわめて広大な地域の有力貿易港にその広さのわりには限定された数の支店が配置されていた。なかでも，カルカッタ，ボンベイ，シンガポール，香港，上海は，イギリスの植民地銀行の支店を始め，貿易商会，運輸会社の立派な白い建物が並んでおり，活発な貿易港であった。銀行群の支店は，アグラ銀行のラホールを除けば，内陸部には配置されていなかった。この支店分布の特質は，インド・極東の植民地銀行の業務が本国と植民地との貿易部面にのみ関係していたことを物語っている。反面，植民地の内陸部の産業との結び付きはほとんどなかったことを示している。植民地銀行の活動舞台が本国と植民地の国際的流通部面のみにあり，植民地の再生産過程との結び付きを持ちえないでいたことは，前に述べた支払手形や受取手形のウエイトが著しく高いことやインド内の預金が低いことによっても説明される。

インド・極東の植民地銀行の持つ，この特質は，チャータード銀行を除けば，大不況期まで変わることはなかった。表14は，インド・極東の植民地銀行の支店・代理店の数の変化を示したものであるが，オリエンタル銀行が1875年まで急速に支店を増やしたのを除けば，支店・代理店の数は増加していない。急増を示したオリエンタル銀行ですら大不況期に支店数を減らしており，後に見るオーストラリアの植民地銀行の70年代以降における支店の増加と好対照をなしている。つまり，70，80年代にいたっても支店・代理店は，アジアの広大な地域の有力貿易港に配置されていたのであり，業務が為替業務を中心としており，再生産との結び付きは形成されなかった。特にアジア地域の各種プ

65) *Ibid.*, p. 752.
66) *B. A.* 1860, advertisement, p. 246.
67) *B. M.*. 8, 1866, p. 944.
68) 徳永氏は，マッケンジーの翻訳に「親会社」という言葉を付け加えておられるが，チャータード銀行とシティ銀行の関係を表現するのに，イメージしやすいので用いている。

表13　インド・極東の植民地銀行の支店分布（1864年）

地域	アグラ銀行	アジア銀行	チャータード銀行	マーカンタイル銀行	オリエンタル銀行	コマーシャル銀行
アフリカ				モリシャス	モリシャス	
インド・セイロン	カルカッタ ボンベイ マドラス アグラ ラホール カラチ	カルカッタ ボンベイ セイロン	ボンベイ カルカッタ カラチ	ボンベイ カルカッタ マドラス コロンボ カンディー ガール	ボンベイ カルカッタ コロンボ ガール ジャフナ カンディー マドラス	ボンベイ カルカッタ
東南アジア		シンガポール	シンガポール ラングーン バタビア	シンガポール ペナン	シンガポール	
中国	香港 上海	香港 上海	香港 上海 漢口	香港 上海 漢口	香港 上海	香港 上海 福州 漢口
日本				横浜	横浜	横浜
オーストラリア	シドニー メルボルン				シドニー メルボルン	

注　アグラ，オリエンタル，マーカンタイル3行のエディンバラ支店は，除いている。オリエタル，マーカンタイルの2行は，インド・極東に他の2支店があると思われるが，地名が確認できないので除く。
（出典）*Banking Almanac* 1865 より作成。

表14　インド・極東の植民地銀行の支店・代理店の変遷

銀行名	49	54	59	64	69	75	79	84	90
アグラ銀行	5	5	6	11	9	9	9	8	9
チャータード銀行	–	–	5	9	9	10	12	17	17
マーカンタイル銀行	–	5	9	16	15	15	14	15	13
オリエンタル銀行	6	12	14	17	28	48	39	13	28

（出典）*Banking Almanac* より作成。

ランテーションへの貸付が失敗したことにあると推測される[69]。

これにたいしてオーストラリアの植民地銀行の支店は，表15に見るように，必ずしも有力貿易港にのみ配置されていたとはいいがたい。オーストラレイシア銀行は，金鉱の位置するビクトリア植民地のほとんどの町に支店を設置していたし，ユニオン銀行は，同じくビクトリア植民地，ニュージーランドのほとんどの町に支店を設置していた。この支店分布は，インド・極東の植民地銀行が，アジアの広大な地域の有力貿易港に支店を配置して，本国との為替業務を行なったのと，大きな相異を示している。オーストラリアの植民地銀行の支店分布は，オーストラリア植民地にだけ，かつ大きな町にはほとんど設置されていた。こうした支店を通して預金の吸収と植民地の産業にたいする手形割引や貸付が行なわれた。

オーストラリアにおいて，1850年代まで牧畜

69) C. Mackenzie, *op. cit.*, p. 123.

表15 オーストラリアの植民地銀行の支店分布（1864年）

地域	オーストラレイシア銀行	ユニオン銀行	南オーストラリア銀行	E. S. A. 銀行	オーストラリア特許銀行
ニューサウスウェールズ	シドニー メートランド ニューカッスル	シドニー		シドニー ウロンゴング キャマ	シドニー ウロンゴング
クインズランド	ブリズベン イプスウィッチ	ブリズベン ロックハンプトン			
ビクトリア	メルボルン ジーロング ポートランド ベルファスト ワルナンブール バララト ビーチワース カストルメイン サンドハースト	メルボルン ジーロング ポートランド バララト カストルメイン サンドハースト		メルボルン コリングウッド ウィリアムズタウン	メルボルン ジーロング アララト バララト メリーバラ ダノリー
タスマニア	ホバートタウン ランセストン	ホバートタウン ランセストン			
南オーストラリア	アデレード	アデレード ポートアデレード	アデレード ポートアデレード ゴーラー ロベ カデナ ウォラルー	アデレード	
ニュージーランド	オークランド クライストチャーチ ダニディン	オークランド クライストチャーチ ダニディン ウェリントン ネイピア ネルソン リッテルトン インバーカーギル			

（出典）*Banking Almanac* 1865, より作成

業は，資本のわずかしかかからない産業であった。だが，60年代にはいって条件は，大きく変化してきた。その変化の要因は2つある。一つは，1861年に植民地政府が，ロバートソン土地法 (Robertson Land Acts) を公布して，王領地 (crown land) の払下げによる自由保有地 (freehold land) の拡大が可能となった。これは土地売買を拡大し，投機的要因も加わって土地価格の上昇をまねき，入植者，および牧畜業者の土地購入資金の増大を引き起こした。2つに，水利施設や牧柵等々の牧場経営における固定資本が増大した[70]。

牧畜業の資本形成にともなう資金需要は，銀行と牧畜金融会社（土地抵当会社）によって行なわれた。特に銀行のなかでは，植民地銀行のほうが「ローカル・バンク」よりも積極的であっ

70) S. J. Butlin, *Australian and New Zealand Bank*, p. 212.

表 16　オーストラリアの植民地銀行の支店・代理店の変遷

銀行名	44	49	54	59	64	69	75	79	84	90
オーストラレイシア銀行	9	7	14	17	20	23	47	82	114	148
南オーストラリア銀行	1	1	1	3	6	12	15	24	29	27
E. S. A. 銀行	–	–	2	4	7	11	21	38	57	92
オーストラリア特許銀行	–	–	3	3	7	10	15	21	30	61
ユニオン銀行	8	10	13	23	21	23	37	56	68	90

(出典) *Banking Almanac* より作成。

表 17　オーストラリアのコロニバル・バンク上位3行の貸借対照表の主要項目と株主・支店数 (1865年)　　(千ポンド)

	設立年	資本金	株主数	支店数	負債 預金	負債 銀行券	負債 支手払形	資産 現金	資産 受取手形・割引	資産 政府証券	負債総額
ニュー・サウス・ウェールズ銀行	1817	1,000	–	44	3,672 (50)	636 (9)	1,608 (22)	957 (13)	5,191 (70)	293 (4)	7,397
ニュージーランド銀行	1861	499	1,000	30	1,333 (48)	286 (10)	485 (17)	579 (21)	1,794 (64)	350 (13)	2,782
シドニー商業銀行	1836	400	248	19	1,702 (69)	197 (8)	3 (0)	358 (15)	2,057 (83)	–	2,460

注　ニュー・サウス・ウェールズ銀行 (Bank of New South Wales), ニュージーランド銀行 (Bank of New Zealand), シドニー商業銀行 (Commercial Banking Company of Sydney), () 内の数字は負債総額にたいする割合 (%) である。

(出典) *Bankers' Magazine*. 1865, 1866, *Banking Almanac* 1865, により作成。

たと言われている[71]。植民地銀行は，牧畜業者に土地を担保にした直接的長期金融を展開した。オースラレイシア銀行の牧畜業者への直接貸付について，同行のロンドン本店は，2万ポンドの貸付勘定が存在した (1866年) と述べており，大きな貸付は，商人にたいして56勘定，1,178,614ポンドに達し，牧畜業者にたいしては33勘定722,600ポンドに達した[72]。

オーストラレイシア銀行の貸付は，表7の同行の受取手形・貸付額の5分の2を占め，さらに，この受取手形・貸付のなかに，手形割引が含まれているとすれば，植民地内部にたいする諸業務が，為替業務を上回ったと，十分推測される。

オーストラリアの植民地銀行は，インド・極東の植民地銀行が，国際的流通部面のみを活動舞台とし，為替業務を中心としていたのと異って，手形割引・貸付業務を中心として，植民地内に広く支店を配置して，預金を吸収し，植民地の再生産と深く結びついていった。

特に，羊毛生産額が，60年代に2倍強，70年代に2倍，増加した[73]ことにみられるように，牧畜生産が，60年代から増加したこと，また60年代から土地価格上昇および水利・牧柵等の牧場施設の必要によって，牧場経営に固定資本投資が増大したことによって[74]，牧畜業にとって資金需要が増加した。増加した資金需要は銀行と牧畜金融会社によって行なわれた[75]。そして銀行にあっては，「ブリティッシュ・バンク」のほうが，「コロニアル・バンク」よりも積極的であったと言われている。オーストラリアの植民地銀行 (ブリティッシュ・バンク) は，牧畜業者に牧場を担保にした直接的長期金融を

71) *Ibid.*, p. 214.
72) *Ibid.*, p. 215.
73) N. G. Butlin, *Australian Domestic Product, Investment and Foreign Borrowing, 1861-1938/39*, London, 1962, p. 65を参照されよ。
74) S. J. Butlin, *Australia and New Zealand Bank*, p. 212.
75) 伝田功「豪州経済の発展と資本輸入」(滋賀大学『彦根論叢』第125号，1967年) 46頁。

行なっていた[76]。それは先にみたオーストラレイシア銀行の勘定によってわかる。

表16は，オーストラリアの植民地銀行の支店・代理店の変遷をみたものであるが，支店・代理店は，70年代に急速に増加しており，オーストラリア植民地内部の再生産過程との結び付きを強めていった。そして，植民地に設立された土着の「コロニアル・バンク」と同質化していった。表17は，オーストラリアのコロニアル・バンク上位3行の貸借対照表の主要項目を示したものであるが，表8と表17とをつき合わせてみると，「ブリティッシュ・バンク」(オーストラリアにおいては，ロイヤルチャーターを獲得し，ロンドンにおいて設立された銀行を，一般にブリティッシュ・バンクと呼んでいる。)と「コロニアル・バンク」とは，貸借対照表の構成は，ほとんど変わらない。ゆえに，60年代において，オーストラリアの「ブリティッシュ・バンク」は，「コロニアル・バンク」と同質化していたといえる。

V. 1866年恐慌下の植民地銀行

これまで，オーストラリアの植民地銀行との比較を通じて，インド・極東の植民地銀行の特質を明らかにしてきたが，以下において，1865年からのインド棉花の下落とインド貿易の混乱のなかで，どのような影響を被ったかを考察する。まず，1860年代におけるイギリスとインドの貿易動向をみておこう。

(1) 1860年代のイギリス・インド貿易動向

商品のインドからの輸出は，1862–63年度から急速に増加し，1864–65年度にピークをむかえるが，1865–66年度から減少し，1866–67年度には，約30%の減少を記録した（表18)。また原棉価格も低下し，インドにおいては，カルカッタ，ボンベイの棉花輸出業者が，イギリスにおいては，リバプールの棉輸入業者の倒産が増加し始めた[77]。これにたいし，インドへの輸入は，1862–63年度から上昇し，1865–66年度にピークをむかえた（表18)。

この，貿易動向を反映して，ルピー為替相場は，1865–66年度から下落し，1866–67年度にはボトムとなっている（表19)。ルピー相場の下落によって，インドからの送金は，各種為替やインド省手形を利用するよりも，ソブリン金貨や金地金を輸出したほうが有利となった[78]。表18には，ロンドンで販売されたインド省手形の額を示した欄があるが，これによると，1866–67年度からインド省手形の販売額は，急速に減少している。そして，インド政府によるソブリン金貨の本国への輸出は，1865年に160千ポンド，1866年に220千ポンドに達した[79]。表18のインドからの金銀の輸出も1865–66年度から急増しており，逆にインドへの金の輸入は，65–66年度から，銀の輸入は，66–67年度から減少している。この65–66年から始まった一連の貿易の混乱は，植民地銀行の為替業務に大きな影響をもたらすことになった。次節では，この点を確認するために，コマーシャル銀行の支払停止の原因について考察することにする。

(2) コマーシャル銀行の支払停止

コマーシャル銀行は，事業を開始してまもなくボンベイ支店が困難に陥った。この知らせは1865年6月にロンドン本店に連絡されてきた。そこでロンドンの取締役会は，再建者として取締役の一人を送り，調査したところ，ボンベイ支店は，きわめて疑わしい価値の証券を担保に，貨幣を貸付していること，また個々の貸付額も多額であった。そしてその額は，796千ポンドに達することが明らかとなった。この不良貸付の実状について取締役は，回復できるかどうかに大きな不安を抱いたという[80]。

同行は，貸借対照表を65年に公表しておらず，65年における銀行の負債・資産状況およ

76) S. J. Butlin, *Australia and New Zealand Bank*, p. 215.
77) *B. M.*, 11, 1865, p. 1221.
78) C. N. Vakil and S. K. Muranjan, *Currency and Prices in India*, Bombay, 1927, p. 24.
79) *Ibid.*.
80) *B. M.*, 6, 1866, p. 752.

表18 英領インド帝国の貿易

財政年度	インド省手形・金・銀によるインドへの送金			金・銀のインドからの輸出		インドへの送金超過額	商品		
	ロンドンで販売されたインド省手形 (10万ルピー)	インドへの金の輸入 (千ポンド)	インドへの銀の輸入 (10万ルピー)	金 (千ポンド)	銀 (10万ルピー)	(10万ルピー)	インドへの輸入 (10万ルピー)	インドからの輸出 (10万ルピー)	輸出超過額 (10万ルピー)
1855—1856	147	2,508	879	2	60	1,218	1,395	2,304	910
1856—1857	280	2,176	1,224	85	116	1,596	1,420	2,534	1,115
1857—1858	61	2,830	1,229	47	78	1,561	1,528	2,746	1,219
1858—1859	2	4,437	838	11	65	1,218	2,173	2,986	813
1859—1860		4,288	1,207	4	92	1,544	2,427	2,796	370
1860—1861		4,242	644	10	111	956	2,349	3,297	948
1861—1862	120	5,190	976	6	68	1,547	2,232	3,632	1,400
1862—1863	666	6,882	1,363	33	108	2,606	2,263	4,786	2,523
1863—1864	927	8,925	1,404	27	124	3,096	2,715	6,563	3,848
1864—1865	701	9,875	1,148	35	141	2,692	2,815	6,803	3,988
1865—1866	723	6,373	2,018	648	152	3,162	2,960	6,549	3,589
1866—1867	580	4,581	866	739	169	1,660	2,702	4,186	1,485
1867—1868	427	4,776	700	166	141	1,447	2,566	5,005	1,438
1868—1869	383	5,177	100	18	138	1,759	3,593	5,232	1,639
1869—1870	720	5,690	826	98	94	2,011	3,288	5,247	1,959
1870—1871	901	2,783	266	500	172	1,223	3,447	5,534	2,087

注　数値は，原表を四捨五入，換算レート（1ポンド＝10ルピー）
（出典）*British Parliamentary Papers, Monetary Policy, Currency 4*, pp. 244-5.

び収益状況はわからないが，一般に65年からのイギリスのインド貿易は収縮し，インドとイギリスにおける棉輸出入業者の倒産があいついでいることを見ると，業績の回復は乏しかったものと推測される。

66年4月25日に，同行の株主総会が終って，すぐに，ロンドン・ジョイント・ストック銀行から6月20日を満期とする一年毎に契約される20万ポンドの信用（credit）を回収する，という連絡を受けた。同行は，すぐにロンドン・ジョイント・ストック銀行の取締役と面談し，決定の変更を希望したが，すぐ後に，同行の海外代理店によって振り出された為替手形が多額持ち込まれており，その額は，ロンドン・ジョイント・ストック銀行によって，同行に保証された額を，はるかに上まわっているという，連絡を受けたのである。不幸にも同行は，ロンドン・ジョイント・ストック銀行への申し出を，断念しなければならなかった。というのは，同行の取締役たちは，損害をかけないなんらかの「有良証券」(tangible security) を提供できないならば，現在の恐慌状態において，援助を申し出ることはできないと考えたからである[81]。

そして6月14日中国からの郵便船が到着し，これによって運ばれてきた為替が，もしロンドン・ジョイント・ストック銀行によって，引受けられるならば，同社の負債額は，243千ポンドとなるだろう。そしてもし引受けられなかったとしても，同社は，ロンドン・ジョイント・ストック銀行にたいして，14～15万ポンドの負債を持っている。そこで，14日の夜に到着したボンベイからの郵便船によっても，同行はこれらの為替をカバーできないということをロンドン・ジョイント・ストック銀行に伝えなければならなかった。こうした状況からロンドン・ジョイント・ストック銀行は，自己の利益に照らして，同社の申し出（243千ポンドの為替の引

81) *Ibid.*.

表19　ルピーの為替相場

年	為替相場		
	Max.	Min.	Ove.
	S. d.	S. d.	S. d.
1861～62	2, $-\frac{1}{4}$	1, $11\frac{3}{4}$	1, $11\frac{7}{8}$
1862～63	2, $-\frac{5}{8}$	1, $11\frac{1}{2}$	1, $11\frac{7}{8}$
1863～64	2, $-\frac{7}{8}$	1, $11\frac{1}{2}$	1, $11\frac{7}{8}$
1864～65	2, $-\frac{1}{2}$	1, 11	1, $11\frac{7}{8}$
1865～66	2, $-\frac{5}{8}$	1, $10\frac{3}{4}$	1, $11\frac{3}{4}$
1866～67	2, $-\frac{3}{8}$	1, 10	1, 11
1867～68	2, $-\frac{1}{8}$	1, $10\frac{1}{4}$	1, $11\frac{1}{8}$
1868～69	2, $11\frac{3}{4}$	1, $10\frac{3}{4}$	1, $11\frac{1}{8}$
1869～70	2, $11\frac{5}{8}$	1, $10\frac{3}{4}$	1, $11\frac{1}{4}$
1870～71	2, $11\frac{3}{8}$	1, $10\frac{1}{4}$	1, $10\frac{1}{2}$

（出典）British Parliamentary Papers, Colonies, East India, 19, 1871, p. 710.

受）に応じることを断わったのである[82]。そして，ついにコマーシャル銀行は，15日に取引を停止した。

表20は，コマーシャル銀行の1866年6月の支払停止時の貸借対照表を，示したものである。これによると，資産勘定の受取手形・貸付の損失項目は，1,037千ポンドに達しており，この額は，受取手形・貸付の約3割で，単純にこの数値を適用しても，支店において輸出者の振り出した取立て為替手形の買い取り分の3割が，不良化したといえる。そして資産として残った受取手形・貸付の2,682千ポンドの額では，負債勘定のロンドンの引受・支払手形を決済できるにすぎず，他の支払手形を決済できなかった。ここに，コマーシャル銀行が支払停止に陥った要因が，現われている。

では，受取手形・貸付の損失内容をみておこう。損失内容を示したのが，表21である。確かに，コマーシャル銀行の損失のなかには，サンフランシスコ支店の支配人による，鉱山への不正な不動産抵当貸付の失敗も含まれているが，ボンベイ支店を始め東洋の各支店における損失は，棉花価格の下落と貿易上の失敗によるものであり，支店によって買い取られたロンドン宛の為替手形の不良化から生まれたものである。そして同行が，ロンドン・ジョイント・ストック銀行に持ち込んだ為替手形は，後者からみると「有良証券」と評価されるようなものでなかった。この点が，ロンドン・ジョイント・ストック銀行の追加融資の打ち切りの要因となったことは先にみた。

表22は，インド・極東の植民地銀行群の，1866年の損失内容を示したものであるが，これによれば，他の諸銀行の損失内容も，棉花価格の下落や貿易上の失敗による，不良債権の抱え込みから生まれている。1866年6月6日に支払停止したアジア銀行の損失が，低い数字しか見当らないが，アグラ銀行およびコマーシャル銀行は，1,000千ポンドを超える損失を報告しており，これは買い取り為替手形の不良化によると推測される。

そして，アグラ銀行のように，ロンドンに取引銀行を持たない銀行にとって，不良債権を抱え込むことは，直接に決済資金の不足となったのである。『バンカーズ・マガジン』は，アグラ銀行の支払停止について次のように論評していた。

「もしアグラ銀行がロンドンに店舗を持つインドの銀行で，だがその業務のほとんどをロンドンの諸銀行を通して遂行することを続けたならば，同行は現在でも存続しえただろう。そしてマスターマン銀行が，個人銀行であるか有限責任会社であるかにかかわりなく，地方の顧客たちとロンドンとの関係が続いていたならば，同行はまだドアを開いていただろうし，威信も損なわれることはなかっただろう。[83]」

アグラ銀行は，ロンドン業務をもっぱら元個

82) *Ibid.*.

83) *B. M.*, 7, 1866, p. 792.

表 20　コマーシャル銀行の支払停止時の負債・資産額（1866 年 6 月）　（千ポンド）

	項目	額	
負債	預金・当座預金	1,324	2,962
	支払手形・銀行券	1,638	
	ロンドンで支払われる引受為替	(A) 2,653	A—B 189
	担保として保有されている受取手形	(B) 2,464①	
	残余		181
	計		3,332
資産	現金・地金・政府証券	618	618
	受取手形・貸付	(A) 3,719	A—B 2,682
	受取手形・貸付の損失	(B) 1,037	
	商品資産	6	6
	不動産	25	25

注①引受・支払手形の担保として保有されている受取手形の額は，2,514 千ポンドであるが，この保有受取手形の損失額が 50 千ポンドあり，2,514-50 が表に記載されている。

（出典）*Bankers' Magazine*, 1866, p. 1410.

表 21　コマーシャル銀行の損失内容（1866 年 6 月）　（千ポンド）

支店	金額	備考
ボンベイ	535	綿花下落による商社の失敗，貨幣問題
上海・香港・漢口	326	商業・貿易の失敗，支配人による不正取引
サンフランシスコ	180	鉱山株式への貸付
カルカッタ・横浜・シンガポール	46	貿易上の失敗
計	1,087	

注　サンフランシスコは，支店でなく，代理人である。

（出典）*Bankers' Magazine*, 1866, p. 1409.

表 22　インド・極東の植民地銀行の損失内容

（千ポンド）

銀行名	額	備考
アグラ銀行	1,000	ロンドン 664，支店 336
アジア銀行	142	ボンベイ支店の損失
コマーシャル銀行	1,087	貿易の失敗による不良債権
マーカンタイル銀行	104	綿花パニックによる不良債権
チャータード銀行	140	不良債権
オリエンタル銀行	155	不良債権

（出典）*Bankers' Magazine*, 1866 年の各株主総会報告より作成。

人銀行（マスターマン銀行）であった本店において行なっていた。そのため同行の支店の振り出したスターリング手形の決済は，同行の現金準備によって行なわなければならず，現金準備の不足は，預金の増加か買い取りスターリング為替手形を中心とした資産の売却によって補充されなければならない。1866年のように買い取り手形が不良化し，なおかつ預金の払い戻しが要求されるなかでは，ロンドンの現金準備が不足し，自己の振り出した為替手形にたいして決済することができなくなったことが十分推測されるところである。

1866年恐慌期に，アグラ銀行，アジア銀行，コマーシャル銀行3行が支払停止に陥った。そして，大不況期には，オリエンタル銀行，マーカンタイル銀行が支払停止に陥った。だが，インド・極東の植民地銀行のなかで，チャーターード銀行のみが発展していった。その理由を次に簡単にみておこう。

(3) チャーターード銀行

チャーターード銀行 (Chartered Bank of India, Australia, and China) は，1853年にロイヤル・チャーター 獲得して，ロンドンに設立された[84]。1857，58年には，ロンドンのシティ銀行 (City Bank) から W. Macnaughten, J. Jones が，取締役に加わり，両行の関係をさらに強化した[85]。支店は，60年現在でカルカッタ，ボンベイ，シンガポール，上海，香港に5店舗存在した[86]。そして64年までにラングーン，カラチ，バタビア，漢口の各支店が設置された[87]。

資本金は，1株20ポンド払込み株式が4万株発行されており，800千ポンドであった。株主数は，64年現在で672名を数え[88]，株主は取締役の構成（表23）から推測すれば，インド・イギリスの輸出入業者を中心としていた。

業務は，ロンドンの本店において各支店宛の為替手形の振り出し，信用状の発行，インド証券および他の証券の売買，申し込み次第による条件での利子付預金の受け入れである。各支店は，ロンドンのシティ銀行宛の為替手形を振り出し，手数料なしに収入を銀行自身の手形でヨーロッパへ送金すること，政府証券の売買と記入（記入の場合，手数料は不用），これら証券の利子・配当の支払いと送金（現行利率で行なわれる），利子付預金の受け入れ，一般銀行業務の管理（賃金，年金，全ての証券への配当支払いを含む）以上である[89]。

これら外国為替業務を中心とした海外業務を営むために，支店以外に海外にコレスポンドとなっている銀行および代理人がいた（表24）。

チャーターード銀行のロンドン取引銀行は，シティ銀行であり，後のミッドランド銀行 (Midland Bank) である[90]。先にも述べたが，シティ銀行の取締役2名がチャーターード銀行の取締役会のメンバーであったほど両行は密接な関係を持っていた。そしてチャーターード銀行のロンドン業務はシティ銀行によって行なわれていたのである。

チャーターード銀行は，1866年恐慌をまがりなりに乗り切った理由について次のように述べている。

「東洋全体の信用 (credit) は大きく揺れたが，支店に多額の資金を供給することを自分たちの義務と考えているので，そこでロンドンの困難はきびしかったのであるが，支店の契約の一つ一つを即座に果すことができたことは幸いであった。これが可能であったのは，第一に支店に本国から供給されてきた資金によっている。第二に，東洋の支店がうまく運営されたということによる[91]。」

表25は，チャーターード銀行の貸借対照表を示

84) C. Mackenzie, *op. cti.*, p. 20.
85) 石井，前掲論文，45頁。
86) *B. A.*, 1860, p. 131.
87) *B. A.*, 1865, p. 145.
88) *Ibid.*, p. 144.
89) *B. A.*, 1860, advertisements, p. 190.
90) C. Mackenzie, *op. cit.*, p. 144.
91) *B. M.*, 11. 1866, p. 1316.

表23　チャータード銀行の取締役・支配人一覧表（1859年）

役　職	氏　名	所　属
議　長	Thomas Alexander Mitchell	Messrs. Sampson, Mitchell, & Co.
副議長	William Nicol	Late of Messrs. W. Nicol & Co., Bombay
取締役	John Allan	Formerly Director of the Bank of Bengal
取締役	Peter Bell	Messrs. Scott, Bell & Co.
取締役	James Fraser	Messrs. Maclaine, Fraser & Co.
取締役	Capt. C. W. Gordon	Fyvie Castle, Aberdeenshire
取締役	John Jones	Messrs. Hyde & Jones
取締役	Willian Schaw Lindsay	Messrs. W. S. Lindsay & Co.
取締役	W. M. Macnaughtan	Late of Mincing Lane
取締役	Alex Miller	Ashford House, Middlesex
取締役	Sir Henry Muggeridge Knt.	Alderman
支配人	G. U. Adam	
幹　事	J. C. Stewart	
カルカッタ	Robert Low Eglinton	
ボンベイ	Joseph Rich	
シンガポール	David Duff	
上　海	John Muckellar	
香　港	C. S. Sherwood	

（出典）*Banking Almanac* 1860, advertisement, p. 190.

表24　海外取引先人一覧表

地　名	取引先名
トリエステ	Lang, Freeland, & Co.
マルセーユ	Pastre Freres
マルタ	Messrs. R. Duckworth & Co.
コンスタンティノープル	Messrs. C. S. Hanson & Co.
スミルナ	Messrs. Hanson & Co.
カイロ	Sidney O. Schutz
アレキサンドリア	Messrs. Pastre Freres
マドラス	Binny & Co.
コロンボ	Messrs. Alexander & Binnyscott & Co.
ペナン	Messrs. Fraser & Co.
モリシャス	Messrs. Scott & Co.

（出典）*Banking Almanac* 1860, advertisement p. 190.

したものであるが，同行は1865年12月～1866年12月にかけて，つまり信用恐慌を中にはさんだ時期に，現金・地金項目を17％も増加させている。これは，アグラ銀行，コマーシャル銀行が，ロンドン現金準備の不足に陥ったのと大きな相異である。

チャータード銀行は，多額の不良債権をかかえながらも，現金準備を拡充しえた理由はどこにあるのだろうか。これは，ロンドンの取引銀行であるシティ銀行からの融資を受けることができたことによると推測される[92]。

1866年恐慌を乗り切った後，同行は現金準備を確保しながら，銀行業務を拡大していく。その後のチャータード銀行の発展の原動力の一つとしてあげられるのは，チャータード銀行と茶

92) *B. M.*, 11, 1866, p. 1316.

表25　チャーター銀行の貸借対照表　　(千ポンド)

		1860	1861	1862	1864	1865	1866	1870	1875	1880	1885	1890
負債	資本金	644	644	644	800	800	800	800	800	800	800	800
	準備剰余金	5	10	15	105	20	10	–	20	190	200	250
	当座預金	1,613	2,115	2,543	4,054	4,368	2,388	1,199	1,466	1,323	1,603	2,964
	定期性預金									2,615	3,607	3,918
	銀行券								303	390	490	680
	支払手形・他							2,011	3,490	4,177	3,016	6,895
	損益		23	71	63	22	21	–	51	–	–	–
	負債総額	2,289	2,791	3,273	5,022	5,210	3,219	4,011	6,130	9,543	9,791	15,923
資本	現金	342	506	581	799	862	1,012	964	1,210	2,221	1,519	2,864
	政府証券	144	142	42	281	157	30	34	321	224	436	757
	受取手形・他	1,793	2,134	2,637	3,907	4,124	2,077	2,846	4,497	5,425	4,086	6,271
	貸付他									1,594	1,658	4,959
	土地・家屋	10	10	12	34	67	99	108	103	79	74	63

注　1860-66年は毎年，63年は掲載されていない。1870年以降は5年毎の表である。
(出典) *Bankers' Magazine* 各年号より作成。

産業との関係である。同行の設立趣意書は，土地や不動産証券，穀物を担保に貸付を行なうことを禁止していたが[93]，1878年にカルカッタ支店は，いくつかの茶園にオープン・クレディット (open credit) で融資することを提案した。そして2，3年のうちに「産業金融」を拡大していった[94]。1890年代には，茶，ゴム，すず，等々の産業への融資を拡大し[95]，1910年には，ゴム会社の株式を引き受けるようになった[96]。

おわりに

以上，考察してきたように，インド・極東の植民地銀行は，為替業務を中心に，本国と植民地との国際的流通部面のみを活動舞台として，そこから収益を上げており，植民地内部の再生産過程にたいする関係がきわめて希薄な銀行資本であった。これにたいしてオーストラリアの植民地銀行は，植民地内部から預金を集め，植民地内部の手形割引・貸付を主要業務としており，植民地の再生産過程に密着していた。そして，少なくとも，1860年代において，植民地内部の資本によって設立されたコロニアル・バンクと同質化した銀行資本として存在した。

こうした，イギリス植民地銀行のなかの異った特質は，1866年恐慌下の国際的棉花市場の混乱にともなう為替手形の「不良化」の中で，インド・極東の植民地銀行を大幅な後退にまねくことになったし，また，1873年恐慌からの大不況下において，イギリスの輸出貿易が延びなやむなかで[97]，各銀行群にきわめて異った変遷過程を強いることになった。さらに，75年からの銀価値の低下は，インド・極東の植民地銀行の保有する銀資産の価値を低下させることによって[98]，銀行の収益を悪化させることになった。だが，大不況期におけるイギリス植民地銀行の詳細な分析は，別の機会に譲ることにする。

以上のように，植民地銀行が，本国と植民地との国際的流通部面にのみ吸着したのか，それとも植民地内部の再生産過程に深く入り込んだのか，といった視角は，イギリス植民地銀行の変遷過程を分析する場合に，きわめて重要であ

93) C. Mackenzie, *op. cit.*, p. 47.
94) *Ibid.*, pp. 47-48.
95) *Ibid.*, p. 217.
96) *Ibid.*, p. 212.
97) R. Giffen, The Excess of Imports, *Journal of the Royal Statistical Society, Vol. LXII*, 1899, p. 41.
98) *B. M.*, 6, 1879, p. 746.

る。特に，19世紀末までのインド・極東の植民地銀行の後退と，1880・90年代のオーストラリアの植民地銀行の牧畜金融の拡大および，チャータード銀行のセイロンの紅茶やマラヤのゴム・スズ等々のプランテーションとの密接な連関による成功を対比してみるとき，植民地銀行と植民地との再生産過程との結びつきが，きわめて重要な視角であることがはっきりしてくる。植民地銀行の「産業金融」についても，詳細は別の機会に述べることにする。

（本稿の要旨については，昭和59年度金融学会秋季大会（北海道大学，9月2日）において報告する機会を得た。報告についてはいくつかの有益な助言をいただいた。これ等については課題としておきたい。）